

様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	14	担当課	健康増進課
法令名	栄養士法施行令	根拠条項	3-1、5-1	許認可等の内容	栄養士免許証の名簿訂正及び書換え交付	
<p>（名簿の訂正）</p> <p>第三条 栄養士は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（免許証の書換え交付）</p> <p>第五条 栄養士は、栄養士免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の書換え交付を申請することができる。</p>						